

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 2: 教育委員会  |
| 2. 都道府県名                 | 北海道   |
| 3. 市区町村名                 | 士幌町   |
| 4. 届出番号                  | 2   |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 113-3-1(2)  |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="http://www.shihoro.jp/mynumberjouhourenkei/">http://www.shihoro.jp/mynumberjouhourenkei/</a> |

執行機関名 士幌町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1)法定事務  | (2)独自利用事務  |
|--------------------------------|--|--|
| ①事務の名称                         | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 就学援助に関する事務であって規則で定めるもの   |
| ②番号法別表第1の項                     | 91   |  |
| ③番号法別表第2の項                     | 113  |  |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年条例第四十六号)別表第一 第八の項<br>就学援助に関する事務であって規則で定めるもの                                    |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十六年六月十三日法律第六十九号)第1条   | 士幌町就学援助費支給要綱(平成二十八年告示第二号) 第一条  |
| ⑥事務の趣旨又は目的                     | 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする。 | 第一条 この要綱は、経済的理由によって、就学困難と認める児童及び生徒の保護者に対して、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する必要な援助を行うにあたり、その対象者となる要保護及び準要保護児童・生徒の認定基準及び事務手続きを定め、もつて就学援助の適正な執行を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範                   |  | 士幌町就学援助費支給要綱   |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1           | (1)法定事務   | (2)独自利用事務                     |
|---------------|---|-------------------------------|
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号  | 士幌町就学援助費支給要綱 第十条              |
| ②事務の内容        | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務  | 就学援助費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1       |   |                               |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 イ  | 士幌町就学援助費支給要綱 第五条第一項、第六条第一項第二項 |
| ②情報提供者        | 市町村長  | 市町村長                          |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報 | 当該申請を行う者に係る市町村民税に関する情報        |
| 特定個人情報2       |   |                               |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 ロ  | 士幌町就学援助費支給要綱 第二条、第四条、第五条      |
| ②情報提供者        | 市町村長  | 市町村長                          |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報   | 当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報   |
| 備考            |   |                               |